

定額減税制度の説明会および消費税インボイス制度の説明会・登録要否相談会を開催します

定額減税(源泉所得税関係)制度

源泉徴収義務者向け説明会

説明会の日時や予約方法などは国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。

▶問い合わせ 行田税務署法人課税第一部門
☎556—2125(内線73)



消費税インボイス制度

免税事業者向け説明会

▶開催日時 4月23日(火)、5月15日(水)、6月13日(木)、7月2日(火)いずれも午前10時～11時30分

▶定員 各日20人(要予約)

インボイス発行事業者の登録要否相談会

▶開催日時 4月16日(火)・18日(水)・25日(水)、5月22日(水)、6月19日(水)、7月4日(水)いずれも午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

▶定員 各日5組程度※相談時間1時間以内(要予約)

いずれも

▶場所 行田税務署(栄町17-15)

▶申し込み・問い合わせ 行田税務署☎556—2121
※音声ガイダンスに沿って「2」を選択

公共下水道の供用開始区域を拡大しました

3月31日から次の供用開始区域を拡大しました。区域の詳細は、下水道課で閲覧できます。

▶供用開始区域 元荒川第10処理分区(藤原町1丁目の一部)

▶問い合わせ 同課業務担当☎564—0303

埼玉県収入証紙代金の還付申請を受け付けています

市報ぎょうだ2月号でお伝えしたとおり、埼玉県収入証紙は、3月末で利用が終了しました。未使用の証紙(汚損、毀損した証紙を除く)を所有している方は、令和10年12月末まで、証紙代金の還付を受けることができます。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 県出納総務課☎048—830—5714



合併処理浄化槽設置補助金を交付します

市では、河川の水質向上のため、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から環境配慮型の合併処理浄化槽への転換設置する方に補助金を交付しています。合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理することができ、単独処理浄化槽と比べると河川の水質に与える影響を約8分の1にすることができます。

- ▶対象
 - ・行田市生活排水処理基本計画における浄化槽処理区域で、主に住居を目的とした住宅(居住部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上)にお住まいの方
 - ※浄化槽処理区域は、市ホームページで必ず確認してください。
 - ・住宅を借りている場合、賃貸人から合併処理浄化槽の転換設置の承諾を得ている方

▶補助金額(設置費、処分費、配管費の合計額が補助金額)

区分		交付金額
設置費	5人槽	352,000円
	7人槽	434,000円
	10人槽	568,000円
処分費	単独処理浄化槽	90,000円
	くみ取り便槽	60,000円
配管費		100,000円

※浄化槽設備士が所属する設置工事業者が市内業者の場合、設置費に20,000円を上乗せ補助

- ▶その他
 - ・新築などの建築確認申請を伴う場合は、補助の対象になりません。
 - ・補助金交付決定後に設置工事に着手してください。
 - ・予算の範囲内での補助になりますので、年度途中で終了する場合があります。

▶申し込み 環境課で配布している各種様式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日(月)～30日(火)に直接同課
※予算額を超える申し込みがあった場合に公開抽選を行います。

▶問い合わせ 同課☎556—9530

電気式生ごみ処理機の購入費を補助します

市では、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化と資源化を図るため、家庭用の電気式生ごみ処理機の購入費を補助します。



電気式生ごみ処理機の例

※コンポスト容器、EMボカシ容器の補助は令和5年度をもって終了しました。

▶補助金額 購入金額(税抜き額・100円未満切り捨て)※上限15,000円

▶補助基数 1世帯につき1基

▶対象(主なもの)

- ・市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方(世帯主)
- ・令和3年4月1日以降に購入した方(古物を除く)

▶添付書類 ①商品名が記入されている領収書の写し(購入品の内訳が記載されたもの)
②保証書の写し
③補助金の振り込みを希望する金融機関の口座名義および口座番号が分かるものの写し

▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、上記添付書類および窓口に来られる方(世帯主または同居の親族に限る)の本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、直接同課へお越しください。

※本庁や南河原支所などへの提出、郵送や上記以外の方による提出は受付不可

▶申請期限 令和7年3月10日(月)まで

▶問い合わせ 同課☎556—9530

各種相談 (4月15日～5月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館2階会議室	4月23日(火)	※予約は4月1日(月)から	地域活動推進課
		5月9日(水)	※予約は4月15日(月)から	
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館2階会議室	4月15日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	5月8日(水)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉支部☎564—0104
夫婦関係・DVなど(予約制) ※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ☎556—9301
人権	きっずプラザあおい	5月8日(水)	午後1時30分～3時30分	人権・男女共同参画推進課
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部(市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会行田支部☎554—1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	収納課
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	4月23日(火)、5月7日(水)	午後5時15分～7時	水道課☎553—0131

▼問い合わせ 環境課☎556—9530

さしあげます

▷スピーカー ▷電子キーボード ▷電球(LED) ▷庭石 ▷ベッド(電動)
▷机と椅子 ▷椅子(風呂用) ▷桐たんす ▷タンス ▷ピアノ ▷サンドバッグ ▷骨伝導イヤホン ▷ベビーカー ▷油絵の額縁 ▷学習机 ▷子ども用遊具 ▷ソファテーブル ▷座卓 ▷電気式生ごみ処理機 ▷ドライヤー ▷ベビーベッド ▷子供用ハイチェア ▷マッサージチェア ▷洋服タンス ▷ランニングマシン ▷飾り皿 ▷テレビ(ブラウン管) ▷電器ポット

ゆずってください

▷テーブル(ソファ用) ▷プリンター ▷テレビ ▷自転車(小学生低学年用) ▷自転車(大人用) ▷折りたたみ自転車(20インチ) ▷ハイバックソファ ▷マットレス(セミダブル以上) ▷電動自転車 ▷ロッキングチェア ▷6畳用30型蛍光灯 ▷一眼レフカメラ ▷三味線 ▷三輪車(子ども用) ▷高枝切りバサミ ▷ピザ窯 ▷ホチキス

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。
なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

不用品情報(無料)